

オンタリオ州（カナダ） 州地区裁判所規則・家族部門 2000年

村 井 衡 平

オンタリオ州

〔州地区裁判所規則—家族部門〕

第1条 これらの規則において、

- (a) “事務官”とは、裁判所の事務官を意味する。
- (b) “カウンティ”とは、地区または裁判地区を含む。
- (bd) “裁判所”とは、手続が係属している地区裁判所（家族部門）を意味する。

The Provincial Court Act の規定を紹介する。

- (a) 州裁判所または裁判所とは、委員会における州裁判所を意味する。
- (b) 首席治安判事とは、委員会における首席治安判事として、委員会における副知事によって任命された治安判事を意味する。

第2条 これらの権利は、裁判所におけるすべての民事手続に適用する。

第3条 これらの規則によって公認された方式は、適用が可能であり、かつ、事情が要求する変更を加えたうえで利用されるものとする。

第4条 これらの規則は、文字どおり手続が取引の正当な決定に従って行われるよう、自由に解釈されるものとする。

第5条 これらの規則によって定められていないなんらかの手続について、裁判所の慣例がこれらの規則および法律に類似して設けられ、裁判所は申立により、通知なしに命令をすることができる。

第6条 当事者の一方がこれらの規則に従わないとき、裁判所は適切に判断する条項に従い、係争中の事態を解決するのに必要と考える救済を与えることができる。

第7条 これらの規則または裁判所の命令の下で、時間を測定するについて、2つの事件の間に何日間かの指示がある場合、それらは2つの事件が発生した日を除外して、かつ、第2の事件が発生した日を含めて計算し、これらの規則の下で1つの行為をする場合に、裁判所の事務室が終了されたとき、行為は裁判所の事務室が再開される次の日になされることができる。

第8条 裁判所はいつでも、裁判所の規則または命令によって定められた期間を延長または短縮し、事情の下で適切と判断する期間とすることができる。

第9条 当事者は手続において、下記のどれかの方法で代表される。

1. バリスターおよびソリシター。
2. 勉学中の法学生。ただし、裁判所が別のことを命じるときは、この限りでない。
3. 裁判所の許可を得て、アッパー・カナダ法律協会の承認する大学に登録中の法学生であり、バリスターおよびソリシターの監督のもとで法クリニック・プログラムに従事している人、
4. 裁判所の許可を得た誰れか他の人。

第9条 a (1) 子ども福祉法の第19条(4)および第20条に従い、裁判所は、一方当事者が

- (a) 未成年者であるか、または精神的不安定な情況にあり、かつ、
 - (b) その事実を理由にして手続に際して陳述することを要求されるとき、
- (2) 細則(1)のもとでの代表者のための指図は、当事者への通知および裁判所が要求する命令を与えるものとする。

第10条 裁判所は、ある人が当事者として出席することが争いになっている事実を決定するのに必要であると判断するとき、当事者として加えられる。

第11条 手続は定められた型式により、申立をファイルすることによって開始される。

第12条 手続を開始するに当たって、書記官は審理の日を設定し、定められた方式で審理の通知を発行し、裁判所の印を押す。

第13条 (1) 第(3)項および(4)項に従い、手続における証書の送付は、オンタ

リオ州の内外において、以下のように行われる。

(a) 証書のコピーを送達される人の手許に残し、

(b) 証書のコピーを、明らかに16才か、それ以上の人に、その人が居住している場所において、引き渡される。

(c) 証書のコピーを料金支払いずみの返信用の葉書と共に封筒に入れ、受信者の住所に送られるが、しかし本条項のもとでの送達は、送達をうける人によって署名された書面が書記官によって受領されたときは、有効である。

(d) 裁判所における同一または他のなんらかの手續において示された住所に、送達のための書面のコピーを置くことによる。

(e) 証書のコピーを普通郵便でその人の住所に送るという方法によるか、または

(f) 調書のコピーを普通郵便で送達または送付されている。

(2) 第(1)項にのべられた方法に加えて、“子ども福祉法”の下での手續におけるディレクターまたは養親は、書面を普通郵便で送達をうける人の通常の郵便住所または養父の場合は、彼の住所に送達されることができる。

(3) 子ども福祉法のもとでの保護を必要とする子どもを発見するための命令の申請において、同法で定義された一方の親または子どもを現実に監護している親は、裁判所が別の命令をする場合を除いて、子どもの世話を引き続いて行うことを許される。

(4) ある人を裁判所侮辱と認める申立の通知の送達は、送達をうける人の住所に書面のコピーを置いたままにして行われる。

(4)(a) 書面を送達された人が精神的に無能力であるとき、書面はその人に送達されないが、しかし細別(1)―(4)に従って、その人の不動産の委員会、それがなければ、官選管財人に送られる。

(5) 手續における書面の送達について、ある人の逮捕もしくは拘引を命ずる令状またはある人が裁判所侮辱である旨の申立の通知は、ソリシターが送達をうけ、かつ、送達をうけた人のために行動すべく企てるとき、必要がない。

(6) 法人への書面の送達が、書面のコピーを法人に託すことによるとき、書面のコピーは法人の役員、ディレクターまたは代理人に手渡される。

(7) 書面のコピーが郵送されるとき、投函された日から7日目に送達されたものとみなされる。反対の事実が示されるときは、この限りでない。

(8) 手続のなかで書面が第(1)項または第(2)項のもとでとられたときは、裁判所はいつでも、証書を送達される人の許に残しておくべく命じることができる。

(9) 送達の証拠またはそのための努力は、サービスの許可がないとき、宣誓供述書によってなされることができる。

(10) (省 略)

(11) (廃 止)

第14条 (1) 通知なしの申立の場合に、法典化のための合理的な努力がなされたが、成功しないとき、裁判所は事情のもとで、妥当であると考える条項によるサービスを命じ、またはサービスを免除することができる。

(2) (廃 止)

第15条 申立が審理のために続けられた日以前に送達されなかったとき、申立人の請求により、書記官は新しく審理の日を定め、かつ、裁判所のシールのもとに新しい審理の通知を発する。

第16条 (1) 手続における申立は、申立通知書の送達およびファイル、できれば申立の証拠と共に、定められた型式の宣誓供述書を提出するが、しかしすべての当事者が出席するか、代理されるか、審理の通知を送達されるか、または裁判所が適切と判断するとき、裁判所は当事者が口頭で申立をすることを許可することができる。

(2) 申立の通知は、申立が審理される日の3日前に送達されるものとする。

第17条 申立の通知の送達またはこれに対する返答の送達の遅延により、事件の事情が急迫している場合に、裁判所は通知することなく、下記の命令の1つ以上をすることができる。

1. 動機に関する命令。
2. 審理を促進すべき命令。
3. 審理の日を決定すべき命令。

第17(a)条 通知に対する申立は、手続が審理される郡において行われるが、裁判所または当事者が別の合意をするときは、この限りでない。

第17(b)条 両当事者および申立を聞く判事が同意するとき、申立はテレビ会議の方法によって開かれる。

第18条 申立において証拠は、

(a) 宣誓供述書

(b) 規則第25条のもとで、呼び出された証人の審査のコピーの型式で、および

(c) 裁判所の許可を得て、口答で与えられよう。

第19条 (1) 2つ以上の係争点が1つの手続において加わり、裁判所の意思によれば、これらの争点は便宜的に1つの手続によって解決することはできないとき、裁判所は1つ以上の争点が別々の手続によって解決されるよう命じることができる。

(2) 裁判所の意見によれば、2つ以上の手続が便宜的に1つの手続によって処理できるならば、裁判所は手続を合体するよう命じることができる。

第20条 (1) 申立にもとづいて、裁判所は一方の当事者または誰れか他の人に、下記の1つまたはそれ以上の方法で、手続の中で争点となっている要求を発見するよう命じることができる。

1. 事実を提供する宣誓供述書。
2. 命令の中でのべられた特定の質問に答える宣誓供述書。
3. 当事者の一方による書面で提出された質問に答える宣誓供述書。
4. 宣誓のもとに口頭の審査への付託。
5. 関連する書面を特定する宣誓供述書。
6. 関連する書面の提出。
7. 命令において特定された何か別の方法。

(2) 第(1)項の下での命令において、裁判所は、事情の下で裁判所が適切と判断する指令を与えることができる。

(3) 一方当事者は審理における証拠として、他方当事者の宣誓のもとでの尋問を利用することができ、また、裁判所の意思によれば、一方は他方の宣誓口述書または尋問を除いて利用されるべきではなく、裁判所は他方当事者が証拠を差し出すよう命じることができよう。

第21条 当事者双方は、争いとなっている争点を解決したり、狭めたりする目的で合理的に可能な非形式的ディスカッションをする手続を開始すべきである。

第22条 手続の開始後、合理的に可能であれば直ちに、申立を司会したり、審理する判事は、争いになっている争点を解決したり、狭めたりする企てがな

されたかどうかを調査し、どのような争点が解決され、または狭められたか、さらに争いの中に残されている争点を当事者によって解決されるかどうか、争いが残りそうである。

第23条 (1) 争点を解決もしくは狭める目的で、または審理における手続を解決する目的で、裁判所は手続のいかなる段階においても、裁判所の判事の面前において、当事者のミーティングを召集することができる。

(2) 第(1)項のもとでの集会がその前で開かれる人は、パーティに出席し、当事者によって合意された事項のメモである文書を承認し、かつ、その人は、もし当事者が命令に対する同意をファイルしないとき、そのメモを提出するものとする。

(3) 第(1)項のもとで、その人の前で総会が開始される判事は、当事者の関与なしに、審理に出席しないものとする。

第24条 第70条の規定に従い、裁判所は審理なしに当事者の同意にもとづく手続に関する規則または法律によって是認された命令を作成することができる。

第25条 (1) 一方当事者の請求により、事務官は定められた型式で証人の呼出状を発行するものとする。

(2) 第(1)項は、証人に対する呼出状の発行を支配する“子ども福祉法”の第28条(2)の規定に加えて、適用する。

(3) 証人に対する呼出状は、料金表に定められた証人の費用と共に送達される。

第26条 (1) 証人の呼出状および特定の証人費用が証人に支払われたが、同人は出席しないし、または呼出状によって要求されたように残っており、かつ、証人の出席が手続における争点を決定するのに必要であるとき、裁判所は証人を逮捕するのに必要な型式(3)の逮捕状を発行し、裁判所の面前に連れて行くか、手続での審理まで監護に任ねるが、または裁判所が適切と考える条項に従うものとする。

(2) 逮捕令状に、出張の約束を実行したことによる釈放の規定を含んでいるとき、釈放の約束は型式3Aによる。

第27条 裁判所は、出席することができない証人または他の理由で実際に出席できない証人は、命令によって定められた場合で指示された人の面前で、

宣誓のうえ、証拠としての尋問のコピーをうけ取ることができる。

第28条 (1) 一方当事者の請求または裁判所の指示により、裁判所の命令は裁判所の捺印のもとに事務官によって定められた型式で発行される。

(2) 命令はそれを作成した裁判官または事務官によって捺印される。

第29条 関税表の中に設けられたソリシターの費用および支払いは、手続における費用として認められる。

第30条 裁判所は料金表に従って定められた一定の金額の支払いを命じることがある。

第31条 費用の支払いを命じられる場合に、裁判所によって金額が定められていないとき、費用の金額は裁判官または裁判官によって指令された人によって決定され、かつ、費用を決定する人は、額を定める料金表を発行するものとする。

第32条 (1) 裁判官によって指名された人による費用の決定に不満な当事者は、決定より10日以内に書面による異議を提出することができ、異議は決定のすべての他の当事者に送達されるものとする。

(2) 一方当事者が第(1)項の下で書面による異議を送達するとき、費用を決定した人は、当事者の異議および仲裁付託書を考慮し、それについて異議が申し立てられた事項に関する決定を再考慮すべきであり、もし請求されたならば、決定のための理由を書面で与えるべきである。

(3) 書面による異議が提出され、かつ、第(1)項のもとで送達されたとき、一方当事者は申立により費用の決定を求め、裁判所は命令によって費用を決定するものとする。

第33条 (1) ソリシターまたは代理人によって活動する一方当事者は、彼のソリシターまたは代理人を変更し、または自らソリシターまたは代理人を変更する旨の通知と共に、新しいソリシターまたは代理人への同意を与えることができる。

(2) 自分で行動する一方当事者は、ソリシターまたは代理人としての行動への同意を含む任命の通知を提出する。

(3) 第(1)項または(2)項の下でのべられた通知は、すべての他の当事者に送達される。

第II部

扶養および監護の手続

第34条 第II部の規定は、子ども法修正法、1986年の家族法典および扶養命令相互援助法の下での事件に適用する。

第35条 当事者はいつでも、命令なしに書面による合意により、手続の段階をふむためにこれらの規則または裁判所の命令により、手続に定められた期間を長くしたり、短くすることができる。

第36条 [廃止]

第37条 子どもの監護または子どもとの面接が手続における争点であるとき、かかる親・当事者および子どもを世話し、コントロールする人々は、裁判所が別の命令をしない限り、争点に関係のある当事者とされる。

第38条 (1) 子どもの監護または子どもとの面接が争点でない手続は、
(a) 申立人または被告が居住し、裁判所が別のことを定めないか、または
(b) 裁判所の許可を得て、手続のすべての当事者の合意で、
開始され、審理されることができる。

(2) 子どもの監護または子どもとの面接が争点である手続は、子どもがそこで普通に居住している郡において開始され、かつ、審理される。

(3) 裁判所は証拠の優越性からみて、手続が他の郡において行われる必要があると判断するとき、裁判所は手続が別の郡に移されるべく命令し、かつ、事情のもとで適切と判断する指示および費用に関する命令をすることができる。

第39条 (1) 一方当事者が手続の開始後に死亡するとき、裁判所は通知なしの申立にもとづき、命令により、死亡当事者の代わりに当事者として、「死者の法律上の代理人」を命じる。

(2) 死亡当事者に法律上の相続人がないことが裁判所に明らかであるとき、裁判所は申立による命令により、手続における死亡当事者の代表として行動する人を指名することができる。

第40条 (1) 申立は型式(4)によるものとする。

(2) 申立には1人以上の被告に対する請求を含んでおり、また、被告に対する1人以上の請求を含めることができる。

(3) 申立人が経済的な支援または子どもの監護を請求するとき、申立人は申請書と共に型式(3)の財政的申請書を提出するものとする。

第41条 (1) 審理の通知は型式(6)によるものとする。

(2) 申立・審理の通知および財政的な陳述書は下記のように送達されるものとする。

(c) 申立人以外のすべての当事者に、かつ、

(b) 申立人が1986年の家族法典第34条(4)のもとで、譲受人であるとき、

(3) 送達の宣誓供述書は型式7による。

第42条 (1) 被告は申立の送達後、直ちに型式8による回答を提出するものとし、かつ、回答は他のすべての当事者に送達されるものとする。

(2) 回答にはすべての他の当事者および他の人に対するものを含む。

(3) 原告または被告が財政的な支援または子どもの監護を請求するとき、被告は回答と共に、型式(5)の財政的陳述書を提出し、回答と共に送達されるものとする。

(4) 被告が第(3)項のもとで財政的陳述書を提出する場合に原告がまだそうしていないとき、原告は型式(5)で財政的陳述書を提出し、他のすべての当事者に送達されるものとする。

(5) 被告が第(1)項に定められた期間内に回答書を提出しないとき、事務官は被告に通知をすることなく、新しい審理の日を設ける。

第43条 回答書が提出され、当事者でない人に対する請求が含まれるとき、事務官は型式(4)により、裁判所の捺印の下に加えられた当事者に通知を出すものとする。

第44条 加えられた当事者への通知、回答および申立は、規則第43条の下で、加えられた当事者にも送達されるものとする。

第45条 (1) 第43条の下で加えられた当事者は、請求の通知が彼に送達されたのち10日以内に、回答を提出するものとし、申立および回答、さらに再抗告は1日おきに送達されるものとする。

(2) 被告が財政的な支援または子どもの監護を第43条の下で加えられた当事者に対して請求するとき、加えられた当事者は、彼の回答と共に型式5で財

政的陳述書を提出し、かつ、財政的陳述書は回答と共に送達されるものとする。

第46条 (1) 当事者の一方は封印された封筒に、申込にのべられた条件1で取引を継続すべき申込をし、かつ、申込は申述がなされた当事者に送達されることができる。

(2) 申込は、裁判所が申込のなされた争点に関する命令をする前にいつでも、受領をファイルし、かつ、申込をされた当事者に承諾を通知することによって行われる。

(3) 申込はいつでも、撤回することができる。申込が受領される前に、かつ、撤回の通知を、申立がなされた裁判所に通知することにより、撤回されることができる。

(4) 申込が受領されるとき、裁判所は申込を命令の中に組み込むことができる。

(5) 申込がなされ、かつ、受領されなかったとき、裁判所は費用を決定する目的で、申込の条項を考慮するものとする。

第47条 (1) 動機を支持してファイルされた宣誓口述書は、型式11によるものとする。

(2) 動機の通知は、型式12によるものとする。

(3) 証人への呼出状は、型式13によるものとする。

(4) 通知を伴わない命令以外の命令は、書式(14)によるものとする。

第48条 (1) 裁判所が通知を伴わない動機などにもとづく命令をするとき、事務官は型式(15)により裁判所の印章のもとに命令を発するものとする。

(2) 細則(1)に引用された命令および命令のための動機としてファイルされたなんらかの資料は、裁判所が命じた期間および動機を作った当事者以外のすべての当事者に、裁判所が命じる期間内に送達されるものとする。

(3) 裁判所は細則(1)および(2)の規定を廃止する命令をすることができる。

(4) 細則(1)に引用された命令で指名された人の申立により、命令が人の注意を引いたのち7日以内に、裁判所は命令を変更または廃止することができる。

第49条 裁判所はある人または代理人に対して、本人または代理人の同意を得て、子どもの扶養または監護もしくは子どもとの面接が問題となっているとき、当事者の一方または双方に対し、観察のための費用を支払うよう命令し、

または観察から結果される証拠をうけ取るよう命令することができる。

第50条 第49条のもとで観察する本人または代理人は観察の報告書をファイルし、かつ、報告書は審理前にすべての当事者に送達されるものとする。

第51条 一方当事者は規則第49条のもとで観察を行った人を証人として呼び出し、反対質問をし、反対の証拠を与えることができる。

第52条 手続中の審理において、証拠は裁判所の許可を得て、宣誓口述書によって与えられるが、しかし宣誓口述書はそれを作成する本人が個人的に経験した事実に限られる。

第53条 (1) この規則において、手続中の原告と被告がオンタリオの別々のカウンティに居住している場合に、

(a) “確認する裁判所”とは、そこに被告が居住しているカウンティの総合家庭裁判所を意味する。

(中 略)

第54条 子どもの財政的な支援または監護に関する命令の廃止・変更または延長に関する請求が裁判所になされるとき、原告および被告は各自、型式(5)による財政的陳述書を提出するものとし、かつ、各自の陳述書はすべて他方当事者に送達されるものとする。

第54条(a) 1982年の「扶養命令の相互的強制に関する命令」の登録通知は型式 19B によるものとする。

第Ⅲ部

保護、採用および安全処置手続

第55条 この第Ⅲ部において、

(a) “法律”とは、1984年の「子どもおよび家族サービス法」を意味する。

(b) “ディレクター”とは、本法のもとでディレクターとして指名された人を意味する。

第56条 第Ⅲ部の規定は、本法のすべての手続に適用する。

第57条 (廃 止)

第58条 (1) 手続を開始するために提出される申立は型式20（一般的申

立), 型式20A(保護申立)または型式20B(身分審理申立)型式20C(採用の申立)または型式20D(安全処置申立)によるものとする。

- (2) 審理に関する通知は型式(8)による。
- (3) 申立を開始するため宣誓供述書は型式(22)による。
- (4) 動議の開始は型式23による。
- (5) 安全な処置への同意は型式20E(一般)または型式20F(こども)による。

第59条 (1) サービスの宣誓供述書は型式24によるものとする。

(2) 証人の呼出状は型式25による。

第60条 当事者の一方が命令(手続および主題を決定するに近い)を請求するとき, 請求は申立による。

第61条 養子縁組の手続において,

(a) 養子とされる子どもは, 手続における子どもの書面において, 親の名字の最初に続く彼の出生証書の番号, および

(b) 申立人は縁組命令以外の手続における書面で, 彼の名字による最初の手紙において, 身元を確定させる。

第62条 養子縁組の申立は,

- (a) 養子とされる子どもの出生が証明された陳述書,
- (b) 子どもが国王の被後見人であるとき,
 - (i) 型式26によるディレクターの同意
 - (ii) 子どもへの面接を終了させる法律の第Ⅲ部のもとのなんらかの命令の謄本。
 - (iii) 国王の被後見人の命令の謄本

(以下, 中略)

第Ⅳ部

強制

第75条 命令に適用される第Ⅳ部の規定は, 家事契約および父性合意に必要な修正を加えて適用する。

第75条 a 1986年の家族法典の第35条(1)の下で家事契約または父性合意と共にファイルされる宣誓供述書は、型式34Cによるものとする。

第75条 b (1) 金銭の支払いに関する命令を強制する請求は、型式35によるものとする。

(2) 1985年の「扶養および監護命令強制法」の第11条の下での延滞金の陳述は、型式35Aによるものとする。

第76条 差押および売却令状の請求の申立および型式36の宣誓供述書による売却の立証により、事務官は差押または売却令状の発行を保安官に命じる。

第77条 差押・売却令状は6年間有効であるが、令状が執行吏によって更新されるとき、なお6年間有効である。

第78条 差押令状を発行し、かつ、それを売却した裁判所は、令状が発行されたカウンティにおいて、意見を聞くことなく、いきなり、改めて令状を更新することができる。

第79条 執行吏が差押令状のもとで差押え、かつ、売却するとき、執行吏は売却前、少なくとも10日間、売却の公告をし、売却の日付、時間および場所を特定し、かつ、財産の特色を名記するものとする。

第80条 執行吏は差押令状・執行および売却、さらに債権者の利益のために、債権者への分配に利用できる金銭を、債権者の利益のために裁判所の事務官に支払うものとする。

第80条 a 扶助または扶養命令のもとで未払額がある場合に、命令の下で債権者は、未払額および将来の支払を強制するため、事務官から、残額の支払いおよび将来の支払を強制するため、第三債務者の債権差押え通告をする命令を得ることができる。

第81条 型式38の宣誓供述書によって証明される「第三債務者への債権差押」の申立により、書記官は型式39による通告をする。

第81(a)条 1985年の「扶養および監護命令強制法」の第9条のもとで事務官の発行する「第三債務者への債権差押の通告」は、型式39Aによる。

第82条 (1) 債権差押命令は規則第13条に従って債務者に送達され、かつ、第三債務者には普通郵便で通知のコピーが送られる。

(2) 債権者によってなされた債権差押の請求は、債権差押命令と共に債務者に送られる。

(3) 通知をうけた第三債務者が銀行、信託会社、ローン会社またはオンタリオ州貯金局であるとき、債権差押の通知は、そこで債務が支払われる支局に郵送されるものとする。ただし、通知が債務者の勘定の種類および場所を明示するときは、この限りでなく、どの支店においてもサービスされるであろう。

第83条 第三債務者への債権差押通知は、

- (a) 通知の送達するとき、
- (b) 通知の送達より6年以内、または
- (c) 通知の送達より6年以内で条件または期限の成就により、

すべての債務は第三債務者より債務者に支払うことができる。

第84条 (1) 債務者または第三債務者は、債権者に対し、10日以内に、彼または彼女の債権差押通知に反論することができる。

(2) 反論はそれが送達されたのち、送達の証拠と共にファイルされる。

第85条 (1) (a) 論争がファイルされ、または

- (b) 第三債務者が通知に示された命令の下で未払金額の支払いをしなかった場合に、

事務官は裁判所の印のもとに、型式41による第三者への債権差押通知を発行するものとする。

(2) 債権差押審理の通知は、債権者、債務者および第三債務者に通知されるものとする。

第86条 債権差押審理の通知が規則第85によってなされるとき、裁判所は事件を略式方式で審理し、決定するものとする。

第86条(a) 第三者への債権差押の通知のもとに金銭が事務官によって受領される場合に、論争が生じることなく“かつ、論争が提出される時間もなく経過したとき”事務官は直ちに

(b) 債権者救済法の第4a(1)条但書により債権者に与えられる金銭を支払い、さらに

(c) 保安官に支払うものとする。これは債権者救済法の第4a(1)条によって与えられる。

第87条 債務者または債権者に重大な事情の変更が生じた場合に、裁判所は申立により、そこで第三債務者への債権差押の通知が発せられたか、または債権者が居住している郡において、債権差押の通知の条項を変更または延期す

ることができる。

第88条 第三者が争わず、かつ、書記官の命令の下での金銭の支払いをしないとき、裁判所は不払いの金額の第三債務者による支払いを命じることができる。

第88条 a 第88条の下での命令は、第三債務者に対して、第三者への債権差押えの通知または差押および売却令状を経続されることことができる。

第88条 b 第三者のための債権差押の通知に従った債務の支払いは、支払の限度において債務の有効な免責である。

第89条 拘置令状は型式42による。

第89条 a 家族法典1986年の第43条(1)または第59条(8)のもとでの令状（逃亡する被告）または第11条(3)もしくは第13条(1)（逃亡する債務者）。1986年の扶養および監護命令強制法1985年は型式3。そしてワラントが出現する約束は型式3Aとする。

第90条 1985年の「扶養および監護命令施行法」の第11条(2)のもとで、事務官によって債務者に発せられた債務不履行の通知は、型式43によるものとする。

第91条 債務者が支持または扶養命令のもとで不払いを説明すべく裁判所の面前に出頭すべく要求されたとき、裁判所は逮捕命令、保証を提供すべき命令または負担命令をすべく考慮するものとする。

第92条 (1) 1986年の家族法典の第46条(1)但書の命令の下でなされる承認は型式44により、かつ、裁判所が命じる事務官または他の人の面前で行われるものとする。

(2) 一方当事者が承認の条件に違反する場合に、裁判所は他方当事者または検事総長による動議にもとづき、承認を実行するため、執行令状を発行することができる。

第92条 a こども法改正法の第36条（ハラスメント抑制命令）または第38条（子どもの不法な移動防止法）の下での監禁は略式45による。

第92条 b この第4部の規定は、1984年12月31日に読まれたように、引続いて差押命令および1985年1月1日以前に発行された強制施行令状に適用される。

第93条 「子どもおよび家族サービス法」の第65条(3)項の規定に従い、裁判

所の命令に対して上訴の手續がとられた場合に、命令は裁判所または控訴裁判所によって別の命令がなされる場合を除いて、強制される。